宅地建物取引業者の皆様へ

令和５年４月 10 日

不動産取引時の水害ハザードマップにおける対象物件の所在地の説明について

近年の大規模水災害の頻発により甚大な被害が生じており、不動産取引時においても、水害リスクに係る情報が契約締結時における重要な要素となっていることを受け、令和２年 7 月 17 日付けで宅地建物取引業法施行規則が改正され、重要事項説明時に水害ハザードマップにおける、取引の対象物件の所在地を説明することが義務化されました（令和２年８月 28 日施行）。

水防法に基づくハザードマップの作成状況

区　分	作成有無	備　考
洪水	無	洪水浸水想定区域の指定はありません
雨水出水（内水）	無	雨水出水浸水想定区域の指定はありません
高潮	有（令和５年３月作成）	高潮浸水想定区域（令和３年６月 11 日付指定）

水害ハザードマップの確認方法

水害ハザードマップ（高潮）は以下のリンク先から、「常滑市風水害ハザードマップ」をご覧ください。

https://www.city.tokoname.aichi.jp/kurashi/bousai/1000390/1000392.html

※印刷物は、市役所３階防災危機管理課で配布しています。

【参考】

○国土交通省「宅地建物取引業法施行規則の改正について」
https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/sosei_const_fr3_000074.html
○国土交通省　Q&A「宅地建物取引業法施行規則の一部改正(水害リスク情報の重要事項説明への追加)に関する Q&A」
https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/content/001354700.pdf
○愛知県「愛知県高潮浸水想定区域を指定・公表します」
https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kasen/takashioshinsuisotei.html

問合せ：常滑市防災危機管理課 0569-35-5111（内線 3203）